

## 令和8年度 幼児教育の無償化について

幼児教育の無償化の対象となるためには、認定申請書（兼現況届）の提出が必要です。（現在認定されている方も提出が必要です。）

必要事項をご記入のうえ、必要書類と一緒に幼稚園へご提出ください。

※提出期限は各幼稚園へご確認ください。



### 基本保育料

**無償化の範囲** 月額 25,700 円まで無償（※国立幼稚園は月額 8,700 円まで）

**対象園児** 施設等利用給付 1～3号認定の子ども

**必要書類** 認定申請書（兼現況届）

（算定のイメージ）

園の定める保育料	上限額	実費負担額
24,000 円	25,700 円	0 円
28,000 円	25,700 円	2,300 円

※入園料は、入園初年度に限り、月額に換算して補助対象となります。

（保育料と合わせて月額 25,700 円を上限に補助されます。）

※満 3 歳児は、誕生日の前日から無償化の対象となります。

（月額上限額を日割り計算し、補助を行います。）

※給食費や通園費等は対象外となります。

### 預かり保育料

**無償化の範囲** 月額 11,300 円まで無償（※施設等利用給付 3号認定の場合は月額 16,300 円まで）

**対象園児** 施設等利用給付 2・3号認定の子ども

**対象園児** 保育の必要性を証明する資料（申請書裏面④参照）

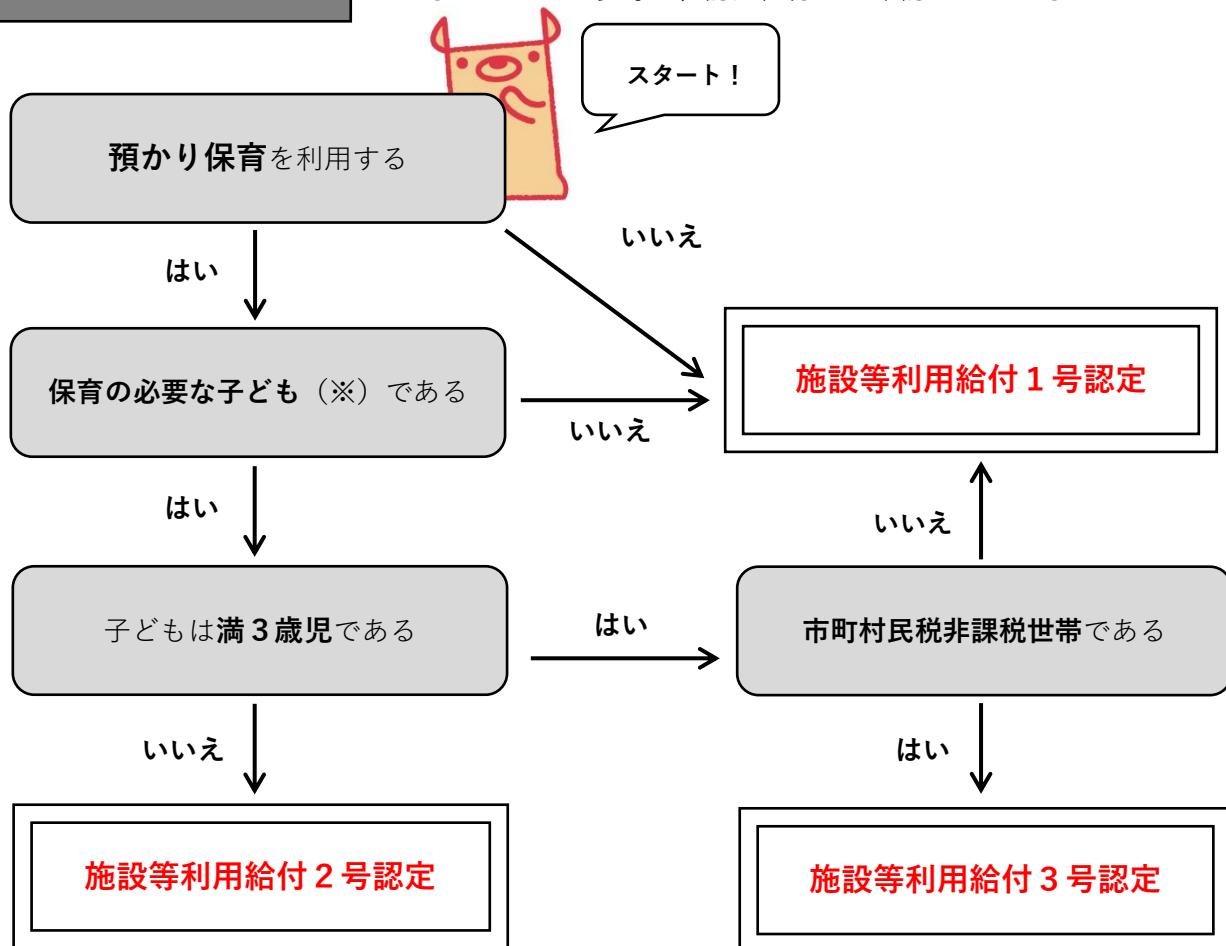
（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	対象額	実質負担額
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円
9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円

※利用日数に応じて月の上限額は変動（450 円 × 利用日数）

## 認定区分確認チャート

●チャートを参考に、認定区分をご確認ください●



(※) 保育の必要な子ども とは  
保護者が 就労・就学 妊娠・出産 病気・介護 等の事由のため、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子どもであるとみなされます。

## よくある質問

Q. 質問	A. 回答
保育の必要な子どもに認定されるための必要書類を教えてください。	事由によって異なります。 詳細は、認定申請書の裏面④をご確認ください。
年度の途中で仕事を始める予定ですが、認定はどうなりますか。	仕事を始める前月までに「認定変更申請書」と「就労証明書」を幼稚園に提出してください。 申請のあった翌月から認定変更いたします。 ※書類は園にご用意しております。

## 問い合わせ先

野々市市教育委員会 教育総務課 庶務係 TEL: 076-227-6113 (直通)  
<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/17/16109.html>

